

豊橋市障害者就労施設等における認定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号の規定する障害者就労施設等に準ずる者について、豊橋市が認定に関し、当該認定に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、障害者就労施設等に準ずる者とは次のとおりとする。

障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行・継続支援）施設、小規模作業所に該当しないが、実態としてこれらの施設等と同様に障害者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者

(基本要件)

第3条 前条の基本要件は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者雇用促進法の特例子会社
- (2) 重度障害者多数雇用事業所
- (3) 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- (4) 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）
- (5) 障害者の就労機会の確保等の活動・事業を行う者

2 前項の規定にかかわらず次に掲げるいずれかに該当する場合は、障害者就労施設等として認定しない

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 国税、都道府県税、市町村税又は社会保険料等を滞納している者
- (3) 申請者の代表者及び役員等が、豊橋市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する者

(認定基準)

第4条 障害者就労施設等に認定する場合は、次の各号に定める基準をすべて満たすものとする。

- (1) 障害者等の自立を目的としていること
- (2) 豊橋市に事業所または住所を有すること
- (3) 契約を締結するに必要な能力を有する者
- (4) 常に連絡がとれる体制であること
- (5) 障害者の就労機会の拡大に努めていること

(認定の申請)

第5条 障害者就労施設等として認定を受けようとするときは、令第167条の2第1項第3号に規定する障害者就労施設等の認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添

えて、市長に申請するものとする。

(実態調査)

第6条 第4条に規定する認定基準に該当することを確認するにあたり、必要と認めるときは、当該事業所等を訪問し、現場の確認及び聞き取り等の実態調査を行うものとする。

(認定)

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、基本要件及び認定基準を確認し、令第167条の2第1項第3号の規定により、学識経験を有する者として豊橋市社会福祉審議会障害福祉専門分科会の委員の内2名以上の意見を聴き、認定するものとする。

2 前項の規定に基づき認定したときは、令第167条の2第1項第3号に規定による障害者就労施設等の認定通知書(様式第2号)により、認定しないこととしたときは認定却下通知書(様式第3号)により、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第8条 障害者就労施設等として認定を受けた者は、その認定事項の内容に変更が生じたときは、令第167条の2第1項第3号に規定する障害者就労施設等の変更承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に申請し承認を得なければならない。

2 前項について承認したときは、変更承認通知書(様式第5号)により、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

(認定の取り消し)

第9条 市長は障害者就労施設等として認定を受けた者が、次に掲げる事項に該当したときは、第7条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める基本要件に該当しなくなったとき
- (2) 第4条に定める認定基準に該当しなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき
- (4) 重大な法令違反等不正な行為等があったと認められるとき

2 市長は前項の規定により取り消しをしたときは、令第167条の2第1項第3号の規定による障害者就労施設等の認定取消通知(様式第6号)により通知するものとする。

附則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する

障害者就労施設等の認定申請書

豊橋市長 様

申請者 所在地

名 称

代表者

印

次のとおり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者就労施設等の認定を受けたいので、豊橋市障害者就労施設等における認定事務取扱要綱に基づき、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

申 請 者	ふ り が な				
	事業所名または氏名				
	事業所の所在地 または住所	〒			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人名		法人所轄庁		
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名		ふりがな	
		生年月日		氏名	
代表者の住所	〒				
事業内容					

(添付書類) 規約・役員名簿・活動内容・実績・収支決算書等必要な書類を添付してください。

様式第 2 号

豊 障 第 号
年 月 日

住 所
事業所名
代表者名

豊橋市長

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する

障害者就労施設等の認定通知書

豊橋市障害者就労施設等における認定事務取扱要綱に基づき、下記のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者就労施設等として認定しましたので通知します。

記

法人名（事業所名）または個人名	所在地

該当要件：

事業内容：

認定年月日 年 月 日

担当 豊橋市役所 福祉部 障害福祉課
(担当者名・連絡先)

様式第 3 号

豊 障 第 号
年 月 日

住 所
事業所名
代表者名

豊橋市長

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する

障害者就労施設等の認定却下通知書

豊橋市障害者就労施設等における認定事務取扱要綱に基づき、下記のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者就労施設等として認定できませんでしたので通知します。

記

法人名	事業所名	所在地

却下理由：

担当 豊橋市役所 福祉部 障害福祉課
(担当者名・連絡先)

様式第 4 号

年 月 日

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する
障害者就労施設等の変更承認申請書

豊橋市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者 印

次のとおり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者就労施設等の認定内容に変更がありますので、豊橋市障害者就労施設等における認定事務取扱要綱に基づき、関係書類を添えて以下のとおり承認を申請します。

	新	旧
変更内容		
変更年月日		
変更理由		

様式第 5 号

豊 障 第 号
年 月 日

住 所
事業所名
代表者名

豊橋市長

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する

障害者就労施設等の変更承認通知書

豊橋市障害者就労施設等における認定事務取扱要綱に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者就労施設等として認定内容の変更を承認しましたので通知します。

変更内容：

変更年月日：

承認年月日 年 月 日

担当 豊橋市役所 福祉部 障害福祉課
(担当者名・連絡先)

様式第 6 号

豊 障 第 号
年 月 日

住 所
事業所名
代表者名

豊橋市長

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する

障害者就労施設等の認定取消通知書

豊橋市障害者就労施設等における認定事務取扱要綱に基づき、下記のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者就労施設等としての認定を取り消しましたので通知します。

記

法人名	事業所名	所在地

取消理由：

認定取消年月日 年 月 日

担当 豊橋市役所 福祉部 障害福祉課
(担当者名・連絡先)